

令和6年第4回定例会(令和6年12月17日)

総務企画消防委員会委員長 (森山 義治 委員長)

去る12月6日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第99号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第99号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分及び「議第100号 令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」関係部分の予算議案についてであります。

職員課関係部分では、「議第99号」及び「議第100号」の人件費関係部分について、職員の退職・育児休業の取得等に伴う給料の減額、人事異動に伴う職員手当の増額及び負担比率見込みの差異による共済費の増額に加え、育児休業取得者の代替等として配置した会計年度任用職員の報酬・費用弁償を増額するための経費を補正計上する旨の説明がなされました。

政策企画課関係部分では、新湯治・ウェルネスの研究・実践拠点施設の基本計画策定に対する交付金として、デジタル田園都市国家構想交付金の追加額及び住居表示実施業務等委託料の債務負担行為の限度額を補正計上しようとするものとの説明に対し、委員から、地方創生関係の交付金のほか、財団等の交付金・補助金を積極的に活用するよう努めてほしい旨の要望がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、競輪事業の売上増加に伴い、競輪事業収入を3億3,000万円追加するとともに、そのうち1億円をべっふ未来共創基金に、残る2億3,000万円を新年度における小中学校等の給食費保護者負担軽減事業の財源として財政調整基金に積み立てる旨の説明がなされました。

また、補正予算の財源調整として別府市財政調整基金繰入金3億5,341万4,000円及び発行可能額の確定による臨時財政対策債406万3,000円を補正計上することに加え、今後の不測の事態や緊急支出に備えるため予備費7,000万円を補正計上する旨の説明がなされました。

消防本部関係部分では、消防装備整備事業について、高規格救急車のベースとなる車体の新規認証の取得に時間を要し納入が遅れることに伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最後に、新湯治・ウェルネス推進室関係部分では、新湯治・ウェルネスの研究・実践拠点施設を設置する事業手法の検討、市場調査を実施する基本計画を策定するための経費及び債務負担行為を補正計上する旨の説明がなされました。

委員から、事業の全体像を表すための基本計画の策定ということであるが、計画ができ上がってからでは、市民の意見等が反映できないため協議等の場が必要ではないかとの質疑があり、当局から、昨年から市政フォーラムや懇談会等で情報開示を行ってきたが、今後もそのような場を設け説明を続けていきたいとの答弁がなされました。

また、別の委員から、基本計画ができ上った後に見直しや修正を行うことが可能かとの質疑があり、当局から、基本計画の策定後に計画の修正はできないが、事業手法の検討を進めていく次の段階で修正を行うことは可能と思われるとの答弁がなされました。

さらに、別の委員からは、本事業は市の産業構造そのものに影響を及ぼすものであるため、事業の推進に当たり官民が一体となった市民会議等の推進母体を設置するよう要望がなされた次第であります。

そのほか、事業の進捗状況等について、議会に対し随時説明を行うよう要望がなされましたが、最終的に以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

初めに、「議第105号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」では、令和7年1月11日に住居表示を実施する対象地区内にある公の施設の位置の表記等を改めるため、関係する条例の整理をしようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第106号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」では、刑法の一部改正により刑の種類である懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が新たに創設されたことに伴い、関係する条例の整理をしようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第107号 字の区域及びその名称の変更について」では、通称上野口町、上原町及び山の手町等の13町の住居表示を実施するに当たり、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

続きまして、「議第108号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」では、住居表示を実施する区域を通称新別府、実相寺、南立石本町及び観海寺の4町とし、その方法を街区方式とすることについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、住居表示の実施に伴う町名等の変更は、実施地域以外の市民が知る機会が少ないため、対策が必要ではないかとの質疑があり、ホームページや市報

のほか自治委員総会や各種会議等での周知を検討したいとの答弁がなされました。

次に、「議第129号」行政委員会総合事務局関係部分では、第50回衆議院議員総選挙の執行経費を「令和6年度別府市一般会計補正予算（第5号）」として、市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

最後に、「議第130号」財政課関係部分では、台風10号の影響により被害を受けた農地農業用施設等を復旧することに伴う財源として、別府市財政調整基金からの繰入れを「令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）」として、市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上2件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。